(目的)

第1条 この要綱は、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第5条第4項第2号の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」の実施について、必要な事項を定めるとともに、本村を応援しようとする法人から寄附金を募り、これを財源として、初山別村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進計画に掲げる初山別村まち・ひと・しごと創生推進事業を実施することにより、人口減少及び少子高齢化を和らげ、将来にわたって活力ある初山別村を実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 寄附対象事業 法第5条第15項の規定に基づき、初山別村まち・ひと・しごと 創生総合戦略推進計画に掲げるまち・ひと・しごと創生推進事業をいう。
 - (2) 寄附対象法人 村内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
 - (3) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

(寄附の申出)

第3条 寄附対象法人は、寄附金の申出を行おうとするときは、初山別村企業版ふる さと納税寄附申出書(様式第1号)を村長へ提出するものとする。

(寄附金の受領等)

- 第4条 村長は、事業費の範囲内で前条の寄附申出書を提出した寄附対象法人からの 寄附金を受領するとともに、当該法人に受領書(様式第2号)を交付するものとす る。
- 2 寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合、村長は、事業費が 確定した後に、寄附対象法人に対して事業費確定通知書(様式第3号)により通知 するものとする。
- 3 村長は、次に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は受領した寄 附金を返還することができる。
 - (1) 寄附金の受入れが公序良俗に反するものと認められるとき。
 - (2) 前号に定めるもののほか、村長が特に必要と認めるとき。

(公表)

第5条 村長は、寄附の内容及び当該寄附金を充当した事業の状況について、村のホームページに掲載する方法により公表するものとする。ただし、公表することについて、寄附対象法人の同意を得られない場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

初山別村企業版ふるさと納税寄附申出書

年	月	日

初山別村長 様

本社所在地 法人名 法人番号 代表者・氏名 担当者連絡先

初山別村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進計画に掲げる事業に対し、次の とおり寄附することを申し出ます。

記

- 1. 事業の名称
- 2. 寄附申出額 金 円
- 3. 寄附情報の公表
 - □ 法人名・寄附金額を公表
 - □ 法人名のみを公表
 - □ 公表しない
 - ※同意いただける項目をいずれか1つにチェックしてください。

様式第2号(第4条関係)

受 領 書

年 月 日

様

初山別村長

地方再生法第13条の2に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、次のとおり寄附を受領したことを証明します。

記

- 1、事業の名称
- 2. 寄附年月日 年 月 日
- 3. 寄附金額 金 円

事業費確定通知書

年 月 日

様

初山別村長

年 月 日付けで貴社から寄附を受領しました、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、 年度の事業費が確定したので、次のとおり報告します。

記

- 1. 事業の名称
- 2. 確定した事業費及び当該事業に対する寄附の受領額

確定した事業費 当該事業に対する寄附の受領額 うち、貴社からの寄附の受領額 円